農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

第1 事業の趣旨

農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。また、地域計画の策定により、将来の受け手が位置付けられていない農地の発生が予想される中、地域にとってはその解消が課題となる一方、就農希望者は、希望に見合った新たな農地を確保しづらい課題を抱えている。

こうした重要性や課題に鑑み、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。

第2 事業の概要

- 1 事業の種類は、以下のとおりとする。
- (1) 新規就農者の誘致体制の整備(第7の1の事業)
- (2) 研修農場の整備(第7の2の事業)
- (3) 推進事業
- 2 取組主体、補助内容
- (1) 新規就農者の誘致体制の整備
 - ア 取組主体は、第4のとおりとする。
 - イ 補助対象経費は、別表1-1のとおりとする。
 - ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、200 万円とする。ただし、第2の1の(2)の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業(第5の1の(3)の農地整備等関連事業をいう。)を実施する場合は、300 万円とする。
- (2) 研修農場の整備
 - ア 取組主体は、第4のとおりとする。
 - イ 補助対象経費は、別表1-2のとおりとする。
 - ウ 補助率は1/2以内とする。
- (3) 推進事業
 - ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とする。
 - イ 補助対象経費は、取組主体への交付事務等に要する事務等経費とする。
 - ウ 補助率は定額とする。
- 3 事業実施期間、目標年度
- (1) 事業実施期間は、原則として3年間を上限とする。ただし、取組地区の採択については、毎年度行うこととする。
- (2) 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年後とする。成果目標は、目標年度までの3年間における地域の新規就農者数の増加率とする。
- (3) 農地整備等関連事業を行う場合は、事業実施計画書で定める3年間のうちに実施する計画にする。

第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、第8の3の計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる 事業の実施場所の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に対し、第8 の2の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、取組主体に対し、第8の1の計画に基づく事業に要する経費について、 補助金を交付する。

第4 取組主体

第2の1の(1)及び(2)の取組主体は、以下の1から3までに掲げる団体等とする。

- 1 市町村
- 2 協議会等(都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育 に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計 処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が 定められているもの)
- 3 民間団体(農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団 法人、特定非営利活動法人、会社法人等)

第5 事業の要件

- 1 体制要件
- (1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構といった関係機関や農業者、農産物を買い取る事業者等(以下「関係機関」という。)により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者(以下「就農前後の者」という。)を支援したりする体制(以下「誘致体制」という。)が構築されている、又はされる見込みであること。
- (2) 誘致体制には、市町村が参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第7の1の(1)に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。
- (3) 本事業と連携して以下の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。
 - ア 第2の1の(2)の事業
 - イ 遊休農地解消対策事業(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のエの事業をいう。以下同じ。)
 - ウ 農地耕作条件改善事業(農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)第3に掲げる交付対象事業をいう。以下同じ。)
 - エ 畑作等促進整備事業(畑作等促進整備事業交付金交付等要綱(令和5年4月1 日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知)第4に掲げる交付事業を言

う。以下同じ。)

- オ 農地中間管理機構関連農地整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業実施 要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第 2の1の事業をいう。以下同じ。)
- カ その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業(地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。)

(以下、イからカまでを合わせて「農地整備等関連事業」という。以下同じ。)

2 計画要件

- (1) 新規就農者参入促進計画(別紙様式第1号)が策定されていること。また、事業 実施期間中に、当該計画をポータルサイト(別記5の第3の2の(1)のオの「新 規就農支援ポータルサイト」をいう。以下同じ。)及び就農相談等全国データベー ス(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号 農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以 下同じ。)に登録すること。
- (2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。加えて、第7の2の事業又は農地整備等関連事業を行う場合、研修農場の用に供する農地又は就農希望者が新たに就農するための農地は以下のいずれかの要件を満たすものとする。
 - ア 当該農地が同計画の区域内に位置付けられていること。
 - イ 目標年度までに当該農地が同計画の区域内に位置付けられることが確実であると認められること。

第6 農地整備等関連事業との連携

取組主体は、以下により、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することができる。

1 採択時の配慮事項

目標年度までの3年間の間に、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、第2の1の(1)又は(2)の事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

- (1)遊休農地解消対策事業を本事業着手年度の前年度に実施し、本事業の実施年度中 に当該農地を貸し付ける予定の場合
- (2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間(当該事業の 実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。)にある場合
- (3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間(当該事業の実施要領第8の(1)に規定する達成状況の報告期間をいう。)にある場合
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間 (当該事業の実施要領別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をい う。)にある場合)
- 2 整備対象農地

本事業と連携して実施する場合における農地整備等関連事業の対象とする農地は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業により整備する研修農場の用に供する農地
- (2) 就農希望者が新たに就農するための農地(就農希望者が就農するまでの間、地域の担い手の耕作の用に供する場合を含む。)

3 国は本事業を円滑に実施できるよう、農地整備等関連事業の採択に当たって配慮することとする。

第7 事業の内容

1 新規就農者の誘致体制の整備

以下の(1)から(3)までの中から必要な取組を実施する。

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業又は農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施する。

(2) 誘致の実践

地域に就農希望者を誘致するために必要な就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化、地域農業のPRコンテンツの作成、就農イベントへの出展、現地見学会の開催等の取組を実施する。

(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 就農前後の者をトータルサポートするために必要な取組を実施する。

ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等の主に就農希望者を対象として、以下のとおり、生産と経営を 総合的に取り扱う2日~6か月間程度の研修を実施する。

- (ア) 受講予定者の就農の意思を確認する。
- (イ) 学生については、学校が受講を指示又は承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。
- (ウ) 研修コンテンツを自ら作成するため、電子機器等(別表1-1の費目「使用料及び賃借料」における電子機器等をいう。) が直接必要な場合、リース又はレンタル(以下「リース等」という。) によること。ただし、リース等が困難な場合や購入の方が事業実施期間において安価な場合に限り、購入することができる。
- (エ) 就農後の経営安定を図るため、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。
- (オ) 本研修をポータルサイトに登録し、広く周知する。
- イ 相談対応・指導等の実施

農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、 生活安定、技術習得、販路確保といった新規就農時の課題について、相談対応や 指導等をすることができる者(以下「就農支援員」という。)を設置又は依頼す る。

就農支援員は、誘致体制に参画する関係機関等と連携し、就農前後の者からの相談対応(別表 2-1)や指導等(別表 2-2)を行う。相談対応を行う場合は別表 2-1 の①から⑥まで、指導等を行う場合は別表 2-2 の①の取組を必須とする。なお、以下に留意すること。

- (ア) 就農支援員は、就農前後の者に対して、相談対応や指導等を行うことのできる十分な能力を有していること。
- (イ) 地域の先輩農業者を就農支援員として依頼する場合、支援対象となる就農前

後の者(以下「支援対象者」という。)との関係が3親等以内でないこと。

- (ウ) 就農前の者を支援対象者とする場合、就農に向けた確たる意思を持っている ことを取組主体において確認すること。
- (エ)支援対象者と就農支援員の情報は、別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

2 研修農場の整備

取組主体が実施する実践的な研修に要する研修農場を整備する。

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

ア体制

- (ア) 取組主体(取組主体が協議会の場合は研修を主導する機関等)が定款、設置 要領等及び研修計画を定めていること。
- (イ) 研修生を適切に指導できる者を設置すること。
- (ウ)研修生の研修受講状況を適切に把握するとともに、その健康管理や事故防止 に十分配慮すること。
- (エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について」(令和7年3月31日付け6経営第3260号就農・女性課長通知)に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ 研修内容

主に就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施する。ただし、研修の一部について、取組主体が整備する研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができる。また、研修の妨げにならない限り、短期農業研修の実施場所とすることができる。

- (ア)研修期間は概ね1年以上とし、年間概ね1,200時間以上とすること。
- (イ)研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。
- (ウ) 就農に必要な知識と技術を習得できる総合的な内容とすること。
- (エ)研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を含めるよう努める。

(2) 事業内容

ア 研修農場の整備

以下のとおり、研修に必要な農業用施設の整備や農業用機械・設備の導入をする。

- (ア)農業用施設及び農業用機械・設備(以下「農業用施設等」という。)は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の期間において、研修目的に使用する日数を超えない範囲で、農業経営体等の営農活動で利用することを妨げない。
- (イ)本事業では、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月 5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)を適用しない。

- (ウ) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等(例:運搬用トラック、ショベルローダ、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等)については、補助対象としない。
- (エ)事業費が整備又は導入(以下「整備等」という。)の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設(以下「中古施設等」という。)の場合には、これに加え、都道府県が適正と認める価格で取得されるものであること。
- (オ)農業用施設等は、原則として耐用年数が概ね5年以上20年以下であること。 中古施設等である場合は、これに加え、残存耐用年数が2年以上であること。
- (カ) 既存の農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等すること(いわゆる更新)に要する経費は、補助対象としない。
- (キ)農業用施設等の整備等に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の 造成に要する経費は、補助対象としない。これらを補助対象にしたい場合、農 地整備等関連事業の活用を検討すること。
- (ク) 自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備等 に要した経費については、補助対象としない。
- (ケ) 財産管理台帳(担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。) 別記様式第10号) を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。
- (コ) 導入した農業用機械・設備は、動産総合保険等の加入、施錠可能な場所での 保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。
- (サ)農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数業者 からの見積り提出等により、事業費の低減に努めること。
- (シ) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- イ 研修農場の貸付け
 - 研修修了生に農業用施設等を貸し付ける場合は、以下によるものとする。
 - (ア)貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事との協議により決定する。これを 変更する場合も同様とする。
 - (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担(事業費 助成金) / 当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される以内の金額とする。
 - (ウ)賃貸借契約は書面により行う。賃貸借契約の内容は、賃貸人又は取組主体と 競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

(3) その他

- ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に 農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やか に都道府県知事に報告する。
- イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長 (北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下

同じ。) に報告し、その指示を受ける。

- ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。
 - (ア) 都道府県知事は、本事業により整備等した農業用施設等について、法定耐用 年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体か ら報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導する。
 - (イ)全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行う。
- エ 研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構 と十分の協議し、農地関係法令を遵守すること。

第8 事業実施計画

- 1 事業実施計画書
- (1) 取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得る。
- (2) 事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1) の手続に準じて行う。
- 2 都道府県事業実施計画書
- (1) 都道府県知事は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けの上、別紙様式第3号により都道府県事業実施計画書を作成し、地方農政局長に提出する。
- (2) 国は、取組主体について、第2の1の事業の種類ごとに、ポイントの高い順に予 算の範囲内で採択する。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択す る。
- (3) 地方農政局長は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認し、 別紙様式第4号により都道府県知事に通知する。
- (4) 都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更 を行う場合は、(1)及び(2)の手続に準じて行う。ただし、新たな取組主体が ない場合は、ポイント付けは不要とする。
- (5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、1並びに2の(1)及び(2)に準じて、本事業の要望を把握する。
- 3 全国事業実施計画書
- (1)全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画書 を作成し、経営局長に提出する。
- (2)全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行 う場合は、補助金等交付要綱第 10 の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付 する。
- (3)全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する交付規則を作成し、経営局長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。

第9 事業実績報告

1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1 か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、都道府県 知事に提出する。

2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。地方農政局長は、これを速やかに経営局長に提出する。

3 全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、経営局長に提出する。

第10 達成状況報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、都道府県知事に提出する。
- 2 都道府県知事による助言・指導
- (1) 都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行う。
- (2) 都道府県知事は、別紙様式第7号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の7月末日までに、地方農政局長に提出する。
- (3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させる。 都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長に提出する。
- 3 地方農政局長は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、2により提出された書類を速やかに経営局長に提出する。
- 4 国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。

第11 適正な執行の確保

国は、事業執行状況又は事業効果を確認するため、取組主体、誘致体制の参画機関、 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、現地へ の立入調査を行うことができる。この場合、取組主体等は、協力しなければならない。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表 1 - 1

第2の1の(1)の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

おるの1の	(1) の争乗を夫飑りるために直接必要となる補助対象経貨の使述基準
費目	内容
賃金	事務補助、調査、資料収集・整理等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う
	実働に応じた対価
	注1:地方公共団体の職員(会計年度任用職員を除く)及び農業協同組合の正職員に
	支払う賃金は、補助対象経費としない。
	注2:賃金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。取組主体の賃金支給規則や
	国の規定等の根拠に基づき設定し、事業実施計画書に添付すること。
	注3:雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分等については、「その他」とする。
会計年度任用	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる
職員給与等	場合の給与及び手当
	注1:本事業への従事割合に応じた分について、補助対象経費とする。
	注2:地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条件等の規定に基づ
	くこと。その規定や勤務条件通知書等を事業実施計画書に添付すること。
謝金	専門的知識の提供、事務補助、資料収集・整理等の協力者に対する謝礼に要する経
	費
	注1:取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者及び臨時雇用者
	等に支払う謝金は、補助対象経費としない。
	注2:謝金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。根拠に基づき設定し、根拠
	資料を事業実施計画書に添付すること。
旅費	調査、資料収集、打合せ、成果発表等や外部有識者の招聘に要する旅費の経費
	注:取組主体の旅費支給に関する規定等によることができる。
備品費	取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に要する経費
	注1:農業用機械・設備を除く。
	注2:これらの据付等にかかる経費を含む。
消耗品費	取得単価が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務
	用品等の調達に要する経費
印刷製本費	文書、会議・研修資料等の印刷製本に要する経費
通信運搬費	電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等に要する経費
	注:通常の組織運営に伴い発生する事務所の経費を除く。
役務費	WEBページ作成、器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、
	加工、システム開発・改良等、取組主体が直接実施することが困難である役務を他の
	事業者等に依頼するために要する経費
委託費	PR コンテンツの作成等、交付目的たる事業の一部分を他の事業者等に委託するた
	め要する経費
使用料及び	追加的に必要となる教育コンテンツやサービスの使用料、カメラ・パソコン・ソフ
賃借料	トウェア等の電子機器等、教育機材、講義等の会場、バス等の移動用自動車、事業用
	機械器具等の借料及び損料
	注:通常の組織運営に伴い発生する経費を除く。
その他	広告費、文献等購入費、複写費、原稿料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担
	分、傷害・賠償保険加入費等の雑費等、他の費目に該当しない経費
1	NO DEPOSITIONS OF STREET OF STREET OF STREET

⁽注)補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る 証拠書類の整備等については、上記のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化 について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に従うこ と。

別表 1 - 2

第2の1の(2)の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

費目	内容
農業用機械・設備	取得単価が 50 万円以上の農業用機械・設備の購入に要する経費
導入費	注:これらの据付等にかかる経費を含む。
	注:リース又はレンタルによる導入は不可。
農業用施設整備費	農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費
	1 工事費
	2 実施設計費(設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。)
	注:リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限
	る。

別表2-1 取組内容(相談対応)

別衣		学(相談对心 <i>)</i>
<u> </u>	項目	取組内容
1	新規就農者参入	誘致体制に参画する機関等が、新規就農者参入促進会議を定期的に開催
必	促進会議の開催	し、就農前後の者に関する情報共有やサポート方針の検討等を行う。
須		
2	農地の相談	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地をあっせんしたり、その確保に
必		ついての相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチン
須		グを行う。
/ <u>P</u>		/ こり/。 (ア)農業委員会サポートシステム(農地集積・集約化等対策事業実施要綱
		(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。
		- 1
		以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。)第3の4の(5)のシス
		テムをいう。以下同じ。)により、就農前後の者の農地の保有状況を把
		握する。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機
		関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。
		(イ)農地相談員(農地集積・集約化等実施要綱別表1の農地相談員をいう。)
		と連携し、必要に応じて関係者と調整すること。
		(ウ) 就農前後の者が農地を確保した場合は、全国データベースに登録する
		こと。
(3)	農業用施設等の	就農前後の者に対し、農業用施設等をあっせんしたり、その確保について
必	相談	の相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行
須	11110	j.
4	就農計画の相談	青年等就農計画などの就農計画の作成についての相談に対応する。
必必		FI THURST BUSINESS OF CONTRICTOR TO SO
須		
多	生活環境の相談	就農前後の者に対し、定着に必要となる研修中の滞在施設、就農後の住宅
_	生的垛块 少阳欧	
必		及び保育施設等をあっせんしたり、その確保についての相談に対応する。
須	カルニの割得	- 明知様子第0日により古町社会と2の利用も委任された人国ゴーカミ
6	カルテの記録	別紙様式第9号により市町村からその利用を委任された全国データベー
必		スを活用し、以下の取組を行う。
須		(ア) 相談の対応状況について、相談者が個人の場合は市町村就農相談カル
		テ(別紙参考様式1)、法人の場合は参入相談カルテ(別紙参考様式2)
		(以下「カルテ」という。)に記録し、全国データベースにおいて適切
		に管理する。
		(イ)相談者が取組主体の所在市町村以外で農地を探す場合等においては、
		本人の了承を得て、全国センター(別記5の第3の2の(2)の「全国新
		規就農相談センター」をいう。以下同じ。)や都道府県 (基盤強化法第 11
		条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターを含む。)とカルテを共
		有することができる。
		(ウ) 就農後おおむね5年を過ぎた農業者について、支援が必要な場合は、
		重点支援対象候補者(農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(平
		成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3500 号農林水産事務次官依命通知。)
		別記1の第3の3の(2)の重点支援対象候補者をいう。)として、農
		対記1の第3の3の(2)の重点叉援対家候補有をいり。」として、展
		テの情報を経営相談カルテ(農業経営・就農支援体制整備推進事業実施
	法担保发表 ***	要綱別記1の第3の5の(1)のアの(ウ))に引き継ぐことができる。
7	情報収集及び	地域における就農前後の者の呼び込みと定着に資する情報を収集し、新
	発信	規就農者参入促進計画と併せて、ポータルサイト及び全国データベースに
		登録し、発信する。
8	交流会等の開催	就農前後の者が情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場を提供
		する。

9	研修プログラム	就農に必要な知識と技術を習得できる研修(第7の2の(1)のイに係る
	の作成・充実化	研修を含む。)のプログラムを作成又は充実化する。
10	農業就業体験•	農業者等の下での農業就業体験(第7の1の(3)のアを除く。)、現地
	現地見学会の	見学会等を開催する。
	開催	
11)	その他	その他、就農前後の者からの相談対応に資する取組を行う。

別表2-2 取組内容(指導等の実施)

	項目	取組内容
① 必須	指導の実施	就農前後の者に対し、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要 となる指導を行う。
2	研修会・講習会の開催	就農前後の者を対象として、新規就農又は就農後のスキルアップ等 に必要な研修会・講習会を開催する。

別表3-1 第2の1の(1)及び(2)の事業に係る配分ポイント

(満点:38ポイント)

		項目	判断基準	ポイント
1	農地	整備等関連 の実施	農地整備等関連事業を併せて実施することを計画している。	1 0
2	体制		新規就農者参入促進計画の第2の2の全ての分野について、 担当機関・部署が決まっている、又は事業実施後に決まる見込 みである。	6
3	誘致	・支援	新規就農者参入促進計画の第2の3の「その他」を除く全て の支援項目について、支援内容が記入されている、又は事業実 施後に記入される見込みである。	6
4	住居	のあっせん	就農前後の者が利用できる住居があらかじめ用意されている。 ※:用意している物件の状態、場所等がわかる資料を添付す る。	2
5	農地	のあっせん	就農希望者については①、新規就農者については①及び②を満たす。 ① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。 ② 目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。 ※:用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図を添付する。	7
6		実施年度の翌 から3年間の	事業実施年度の翌年度から3年間における新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の150%以上200% 未満としている。	1
		就農者の目標	事業実施年度の翌年度から3年間における新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の200%以上としている。	5
	農山漁村にお	(1)取組 主体が市町 村又は民間 団体の場合	女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	1
7	おける女性の登用	(2)取組 主体が協議 会の場合	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	1
8	就農する	後の安定に資 取組	新規就農者が生産した農畜産物等を民間事業者等が買い取る など、民間事業者等の参画により就農後の安定に資する取組が 行われる。	1

別表3-2

第2の1の(1)の事業に係る配分ポイント

(満点20ポイント)

項目	判断基準	ポイント
複数機関の協働による効	果的な誘致・支援体制の構築(第7の1の(1))	
	複数機関が参画し、それぞれに明確な役割分担がされている、 又はされる見込みがある。	2
	検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走で きるような取組がなされる計画がある。	3
誘致・支援体制の構築	新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等 関連事業を行う見込みがある。	
	①期間内に行う	3
	②期間後に行う	2
	農地整備等関連事業に向けたスケジュールが具体的に分か る内容となっている。	2
誘致の実践(第7の1の	-	
	取組の時期、場所及び内容が明確になっている。	1
	対象や対象へのアプローチ方法が明確になっている。	1
	誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の	
誘致の実践	段階に移行させる。	
	①10 名~	3
	②5~9名	2
	③~4名	1
就農前後の者に対するト	ータルサポート活動の実施(第7の1の(3))	
	農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械 の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野 に関する相談対応や指導ができる体制が構築されている、又は 構築する計画となっている。	
	①対応分野が3つ以上	2
 相談・指導の実施	②対応分野が2つ以上	1
	常設の相談・指導窓口の設置など、就農前後の者が随時、 相談や指導を受けられる状況になっている。	1
	主要な農作業工程に関する指導が受けられる。	1
	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している、又はす る予定である。	1

別表3-3 第2の1の(2)の事業に係る配分ポイント

(満点20ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1	指導体制	常勤の指導者がいる。	5
		スマート農業	2
		有機農業等の環境と調和のとれた農業	1
		GAP等の認証制度	1
		リスク管理 (BCP、保険制度等)	1
2	右記カリキュラム を実施する	労働環境改善(※1)、労働負荷削減のための見直し(※2)、マネジメント体制の強化(※3)に関する研修を実施する予定である。 ※1:就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減(経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等) ※2:作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等 ※3:人事制度や人材管理システムの導入等、労働・社会保険への加入等	1
3	経営モデルの策定	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを 策定している。 ※:新規就農者参入促進計画の第4以外に、当該経営モデル の内容が分かる資料があれば、添付すること。	1
	研修修了生の新規	平均700万円以上	4
4	就農1年目の目標	平均500万円以上、700万円未満	3
	平均売上高	平均300万円以上、500万円未満	1
5	フォローアップ 体制	研修終了後に、技術指導等を行う者(就農支援員等)による指導を行う予定である。	4

新規就農者参入促進計画(令和〇年度)

※ 地域サポート計画と同様の箇所は、地域サポート計画の記載をコピー可能。

如光中间夕	<i>4</i> + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 +	問合せ	(組織名)※WEBサイドニ掲載可能な情報を記載	(電話) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載
	10000000000000000000000000000000000000	級口	(1主 月斤) ※WEBサイドに掲載可能な情報を記載	(メールアドレス) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載

第1 新規就農者に関する目標及び実績

业势在每一粒子一曲类级学女明私/[- 74 目 子 宗 公 帝 軍 」/ 74 目 子	业 法左 年 I - 蛇 + I - 画 娄 级 学·	・ 一、 / 似子 や 一・ 十十		十 世 大 次 今 女 か 中 一 三 四 幸 一 日 一 刊 司 の 車 中 女 謹 一 日 一 刊 五 一 日 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三 一 三	%1. 「蚌苗朱 7 本 1 7 中 中 4 4 4 %,
						新規雇用就農者数
						A 新規自営農業就農者数 訳
						新規参入者数
						新規就農者数(必須)
必要な事項かある場合は記載)	うち49歳以下	うち49歳以下	歳以下	うち49歳	うち49歳以下	
(年度の考え方等、補足説明が、エチェーディー	令和○年度	令和○年度	令	令和○年度	令和○年度	
師光		直近過去実績	直近		目標	
(単位:人)						

※1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始(「農業経営を開始」とは、「農業経営体」の定義に該当する事業を開始 することをいう。)した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者 又はその他の共同経営者をいう。

※2:「新規自営農業就農者」とは、個人経営体の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をい

※3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直 前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

| 農希望者 新規就農者の誘致・支援

1 概要

サポート宣言	
地域と農業の 紹介文	
主な農産物	
地域が求める 新規就農者	
※:「サポート宣言」	※:「サポート宣言」については、就農希望者・新規就農者(就農前後の者)に対するサポートの訴求ポイントを簡潔に記載する。

2 誘致体制

	出出	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			扫光機間, 却罢夕
4 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	扣킠	(成) 10 4	はな	担当像	成洪" 即者石
[] [現状	今後の見込み	77 ±3	現状	今後の見込み
農業経営			技術習得		
農地確保			販路確保		
農業用施設·機械確保			(○○) 神のそ		
資金調達			(○○) 神のそ		
生活安定			事務局 · 全体調整		

3 誘致,支援内容

	今後の見込み										
支援内容											
	現状										
	又拔垻目	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	就農体験ツアー・インターンシップの実施	WEBページ、パンフレット等での情報提供	その他	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、 研修先とのマッチング等)	就農計画作成サポート	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の 相談等	販路確保、販路開拓に向けた支援	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	その他
	K K		就農務的	<u> </u>				就 別 の を 接	<u> </u>		

	就農後の生産技術・経営カ向上のための 指導、研修	ひための
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっ せん、営農資金の相談等	成のあっ
説の 発展の 対策 といまま といまま いいまい おいまい おいまい おいまい はいまい しょう はい	販路確保、販路開拓に向けた支援	
げた 接 接	地元農家や地域住民との交流促進の取組	進の取組
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	±·γ
	その他	

※:地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目にOを付け、取組の詳細や就農前後の者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ

就農	
就農準備段階	地域計画なが日種地図を添加して、 措託サイエニュー
就農相談	

※:「就震」については、想定する就震場所等を簡潔に記載するとともに、地域計画及ひ目標地図を添付して、場所又はエリアを明確に示すこと。

農業経営開始5年目の目標について、記載する。

年間所得、年間労働時間

時間 年間労働時間 万円 年間所得

※:主たる従事者1人当たりについて記載する。

2 モデル

	備考						
	主たる従事者1人当たり労働時間	h/年			4□	4□	4□
		Y	Y				
	労働力	専従	/\—\/				
	収支	万円	万円	万円	4 □	4 □	40
	•	丁꽅	経費	影			
	心量	t/10a					
	奠(a、頭数等)	а			棒	Ħ	40
	経営規模(a、						
	目問						
	営農類型		施設野菜		777	王な훤段・磯杖等	,

※:必要に応じて適宜行を追加して記入する。

7 ※:必要に応じて適宜行を追加に 2 5 第4 その他情報(任意、自由記載)

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環 境整備事業 事業実施計画(実績報告)書

> 番 号 年 月 日

○○都道府県知事 殿

(取組主体名) (代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産 事務次官依命通知)別記3の<u>第8の1(1)</u>の規定に基づき<u>承認を受けたいので(2)</u>、別添の とおり事業実施計画(実績報告)書を申請(3)します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第9の1」とする。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の際には「報告」とする。

取 組 主 体

都道府県	
対象地域 (市町村名)	
取組主体	
代表者	フ リ ガ ナ 氏 A 所 属 部 署 職 A 所 属 先 住 所 等 〒 住 所 T E L メールアドレス
事務局連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L メールアドレス
会計担当者	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L メールアドレス

事 業 実 施 体 制

1 取組主体・誘致体制に参画する関係機関

(1) 取組主体の名称

.

(2) 誘致体制に参画する関係機関の名称

•

•

※1:正式名称を記入する。 ※2:取組主体が協議会の場合は、全ての構成員について同様に記入する。

2 事業実施体制

※1:取組主体、誘致体制に参画する関係機関、その他の機関等を全て列記し、それぞれの役割(農業経営、農地確保、農業施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等)を簡潔に記入する。第2の1の(1)の取組により体制を構築する場合は、構築される見込みの体制を記入する。(別表3-1の配分ポイントの審査に当たって参照する)。

※2:機関相互の連携内容も記入する。

※3:必要に応じて、模式図・フロー図を記入する。

3 添付資料

新規就農者参入促進計画

※ 地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所については、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

地 域 の 概 況

1 現状と課題、対応方針

対応方針

2 事業実施期間と実施方針、前年度までの取組内容

実施期間	実施方針	農地整備等関連事業 の実施予定
	1年目(○年度)	
	2年目(○年度)	
年間		
	3年目(○年度)	
前年度までの	取組状況と進捗状況	

※:農地整備等関連事業を実施する予定がある場合は、活用する事業名を明記の上、想定する事業概要を記入する。

※:本事業の2回目以降の採択を受けようとする地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記入する。

3 就農支援の概況

項目	支援の内容
住居のあっ せん	
	※:就農前後の者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、支援の内容を記入し、用 意している物件の状態、場所等が分かる資料を添付する。
農地のあっせん	
	※:就農前後の者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記入し、用意している農地の現況や営農条件等を説明する資料、目標地図又は地域計画の協議の関係資料等を添付する。

4 新規就農の概況

(1) 新規就農の状況 (事業実施前)

	1)	2	3	
就農年度	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	①~③計
【A】新規就農者数				[C]
【B】本事業実施予定年度当初				(D)
に定着している者の数				
定着率(%)【B÷A×100】				
				$[D \div C \times 100]$

- ※1:新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。
- ※2:本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入する。
- ※3:定着率については、それぞれの年度における新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を 記入する。

(2) 新規就農の目標(事業実施後)

就農年度	④ 1年後 (○年度)	⑤ 2年後 (○年度)	⑥ 3年後 (○年度) 【目標年度】	④~⑥計
【E】新規就農者予定数				[G]
【B】本事業実施予定年度当初 に定着している者の数				[D]
増加率 (%) 【G÷D×100】				$[G \div D \times 100]$

- ※1:新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。
- ※2:本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入する。
- ※3:増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入する。

5 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体(取組主体が協議会の場合はその構成員)が第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

取組主体等の名称:

<u></u>	
取組計画の名称	数値目標

※1:取組主体が協議会の場合において、その複数の構成員が設定していれば、全てを記入する。

※2:取組計画の内容・数値目標が分かる資料を添付すること(抜粋可)。

事業内容及び計画

1 事業の種類・内容

	事業の種類・内容					
1	新規就農者の誘致体制の整備					
	(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築					
	(2)誘致の実践					
	(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施					
	ア 短期農業研修の実施					
	イ 相談対応・指導等の実施					
	(ア) 相談対応					
	(イ) 指導等の実施					
2	研修農場の整備					
3	農地整備等関連事業					
	(1)遊休農地解消対策事業					
	(2)農地耕作条件改善事業					
	(3) 畑作等促進整備事業					
	(4)農地中間管理機構関連農地整備事業					
	(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等					
	国庫補助事業 名称:					
	都道府県事業 名称:					

※:取り組むもの全てに「〇」を記入する。

2 取組内容の詳細

	白粉	お無い	ァトファ	H H AA	かまな	. 士極 /	h生l の ##	给				
(1) 化	复数機関の	筋側(こよる?	初果的	な誘致	• 文援/	ト制の角	梁				
内	容											
/#+) -	A & 41411	ゴム サイト	4 o # 4	йп)≠ ∽	1 \ \							
(符に、	地域の合				<u>い()</u> 会及び農 ^は	4.由胆答;	田総構の名	几 生山				
		① II	川門利辰	未安貝:	云及い戻り	巴中间官	生物件の行	文刊				
		② 片	身地整備	等を行っ	う時期及び	ド見込ま ね	1る内容					
内	容	0 /		, _ ,,	,,,,,	, ,						
		③	と 地整備	等に向り	けたスケシ	ジュール						
経費 ―	総事業費											
性貝	うち国費											
	については、											
	されること、						役割、②農	曼地整	備等を行	う時期と	女び見込ま	れる内
	に向けたスケ	ジュー	ル)が分	かるよう	記入する	5.						
	に向けたスケ 委 致の実践		ル)が分	かるよう	、記入する	, ,						
	いい ままり ままり ままり かっぱい ままれる かっぱい ままれる かっぱい ままれる かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい				、記入する 所及び内名							
		① 月	文組の時	期、場所		\$						
		① 月	文組の時	期、場所	所及び内名	\$						
(2) 該	秀致の実践	① 耳 ② 対	対組の時 対象や対	期、場所	所及び内2	予						
(2) 該	秀致の実践	① 耳 ② 対	対組の時 対象や対	期、場所	所及び内名	予	多や就農村	相談と	いった	次の段間	階に移行	
(2) 該	秀致の実践	① 耳 ② 対	対組の時 対象や対	期、場所	所及び内2	予	多や就農村	相談と	いった	次の段	階に移行	
(2) 討	秀致の実践 容	① 耳 ② 対	対組の時 対象や対	期、場所	所及び内2	予	多や就農村	相談と	いった	次の段	階に移行	
(2) 診内	秀致の実践 容 ^容	① 耳 ② 対	対組の時 対象や対	期、場所	所及び内2	予	多や就農村	相談と	いった	次の段	階に移行	
(2) 診内	秀致の実践 容 容 ^{総事業費} うち国費	① 月 ② 対 ③ 記	対象や対	期、場所 象へのご 践によ	所及び内 ネアプローラ り、何名 6	字 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						させる
(2) 記 内 経費 「内容」	秀致の実践 容 ^容	① 耳② 文 ③ 言	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2に対	期、場所 象へのご 践によ	所及び内名 アプローラ り、何名の 実(①取約	下方法 つ者を研作 目の時期、	場所及び内	内容、(②対象や	対象へ0	りアプロー	させる
(2) 記 内 経費 「内容」 (30の実)	秀致の実践 容 容 ショ業費 うち国費 については、	① 耳 ② 文 ③ 言 别表 3 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2に対 研修や場	期、場所 象へのご 践により る事な 農相談。	所及び内2 アプローラ り、何名の といった次	下方法 の者を研作 の段階に利	場所及び / 多行させる	勺容、(か) か	②対象や	対象へ0	りアプロー	させる
(2) 記 内 軽費 「内容」 下数の実	秀致の実践 容 容 を事業費 でついては、 銭により、何名	① 耳 ② 文 ③ 記 別表3・3 名の者を 者に対	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2 に対院 可である	期、場所 象へのご 践により る事な 農相談。	所及び内2 アプローラ り、何名の といった次	下方法 の者を研作 の段階に利	場所及び / 多行させる	勺容、(か) か	②対象や	対象へ0	りアプロー	させる
(2) 記 内 経費 下 致の実践 (3) 京	秀致の実践 窓事業 ちいいり、後により、後には前後、農期存の就に現存の就になった。	① 耳 ② 文 ③ 記 別表者を が の者 に の	対組の時 対象や対 秀致の実 - 2 に対党 対でる ですっ 変	期、場所 象へのご 践によ も 農村 高 トータ	所及び内2 アプローラ り、何名の といった次 ルサポー	ア テ方法 の者を研作の段階に利の段階に利して の日本に利して	場所及びが 多行させる かの実施	内容、(か) か	②対象や	対象へ <i>0</i> こう、記	Dアプロー 入する。	させる
(2) 記 内 経費 下 (3) 京	意致の実践 窓事 また	① 耳 ② 対 ③ a 3 3 3 4 6 6 6 7 8 7 8 8 7 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2にやる つ実施 つ者向けの	期、場所 象へのご 践によ も 農村 高 トータ	所及び内名 アプローラ り、何名の といった次 ルサポー	ア テ方法 の者を研作の段階に利の段階に利して の日本に利して	場所及びが 多行させる かの実施	内容、(か) か	②対象や; ぶ分かるよ	対象へ <i>0</i> こう、記	Dアプロー 入する。	させる
(2) 記 内 経費 下 (3) 京	(素致の実践) (参加を表現の実践 をおいまり では、 を表する。 では、 をまずる。 では、 をま	① 耳 ② 対 ③ a 3 3 3 4 6 6 6 7 8 7 8 8 7 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2にやる つ実施 つ者向けの	期、場所 象へのご までは 事では トータ	所及び内名 アプローラ り、何名の といっせポー よいサポー	ド方法 のおおいます。 の時期、 の段階に利 ののように 場合の受	場所及び対象行させる かの実施	内容、(か) カ (j)	②対象や; ぶ分かるよ	対象へ <i>0</i> こう、記	Dアプロー 入する。	させる
(2) 記 内 経費 下 (3) 京	(登) 実践 (登) 実践 (登) 実践 (登) 実践 (登) 実 (表) 表 () 表 (.	① 耳 ② 対 ③ a 3 3 3 4 6 6 6 7 8 7 8 8 7 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2にやる つ実施 つ者向けの	期、場所 象へのご までは 事では トータ	所及び内2 アプローラ り、何名の といった次 ルサポー	ド方法 のおおいます。 の時期、 の段階に利 ののように 場合の受	場所及び対象行させる かの実施	内容、(か) カ (j)	②対象や; ぶ分かるよ	対象へ <i>0</i> こう、記	Dアプロー 入する。	させる
(2) 記 内 経費 下 (3) 京	(素致の実践) (参加を表現の実践 をおいまり では、 を表する。 では、 をまずる。 では、 をま	① 耳 ② 対 ② 対 ③ a a a a a a a a a a a a a a a a a a	文組の時 対象や対 秀致の実 - 2にやる つ実施 つ者向けの	期、場所 象へのご まする まで と ト ー タ	所及び内名 アプローラ り、何名の といっせポー よいサポー	ド方法 のおおいます。 の時期、 の段階に利 ののように 場合の受	場所及び対象行させる かの実施	内容、(か) カ (j)	②対象や; ぶ分かるよ	対象へ <i>0</i> こう、記	Dアプロー 入する。	させる

		П	年 月		内 容		時間数
		令	和〇年〇月				○日間・計○時間
			○月				
			○月				
		令	和〇年〇月				
			○月				
			○月				
	靠者のフォローアップ "■						
体制	IJ		研修受講後)	+ 1 同 -	りはに おい	T + 51	こ就農に向けた支
アン	ケート		歌 彦文 時 及 に 受を受けること			:	
			研修受講後は				
※ 1:	既存の研修が「有」の場合 るかを判断できるよう、!						t質の向上が図られ
※ 2:	アンケートについては、実			M-21 11-10]	具件化你们	9 3 。	
※ 3:	アンケートについては、研				で時間を要	するなどに	より、実績報告時に把
ノ 担勢	きない場合には、把握でき ・指導の実施	次第、	速やかに透付っ	すること。			_
)相談対応 既存の取組		有り			無し	
	氏名		有り			無 し	
	就農支援員身分な	じ					
	タカな						
	+□ ⇒水 /→ /+□						
	相談体制						
			中央 医库	_			
			内容・頻度	:			
			就農相談会				
	 相談対応方針		相談会の名		場所	時期・回	数内容
	1800,170,23						
	新規就農者参入促進会	議の					
	開催						
	農地の相談						
	農業用施設等の相談						
	就農計画の相談						
	生活環境の相談						
	カルテの記録						
	情報収集及び発信						
			場所	時	期・回数	対象	象者・人数・内容
	交流会等の開催						
	┃ 研修プログラムの作成	•	<u> </u>				
	充実化	•					
	農業就業体験・現地見	学会	場所	時	期・回数	対象	象者・人数・内容
	の開催						

			その他		<u> </u>			
			CVAIR					
					年月	1	内容	
					令和○年○月		1.174	
					○月			
					○月			
					○月			
			スケジュール		○月			
					○月			
					○月			
					令和○年○月			
					○月			
					〇月			
					のいて、詳細に記入 会 国庫補助会のは) 助組 レルベコ	て量又は質の向上が図られ
					E存の取組内容の詳			(単人は負い同工が因うな)
								・継続、農地確保、農業用
								各分野のうち、いくつに関 いるか、②常設の相談窓口
			の設置な	ど、就農援護の者	が随時、相談を受け	けられる状況にな	っているか)	が分かるように記入する。
					は、相談対応の内			を記入する。 、内容等を記入する。
								、内容寺を記入りる。 に、労働時間や農業所得、
			地域におり	ける生活費等の詳	羊細を明らかにする			営と生活をイメージできる
		()	<u>場合は、</u>) 指導等の領	その資料を添付す	-る。			
		(/	既存の取組		有り		無し	
			以行うなな	氏名	НЭ			□
				経営作物・				
				経営規模				
			就農支援員	指導経験	有り		無し	
			机戾义饭具	特記事項	認定新規 就農者 □	認定		指導 農業士
				その他の	///////// · 日	及未占		成朱工
				指導者とし				
				ての資質				
				就農支援員 の氏名				
				支援対象者				
				の氏名				
				145 145 145 Heal				
				指導体制 指導の方針				
				1日(卦(ハ)) 五)				
					年月		内容	
			指導計画		令和○年○月			
					○月			
					〇月 〇月			
				年間計画	〇月 〇月			
				1 1:351	〇月 〇月			
					〇月 〇月			
					○月 令和○年○月			
					○月			
					UЯ			

			○月	
			年月	内容
		令和○年○月		
			○月	
			○月	
				○月
	研修会・講習会		○月	
			○月	
			○月	
			令和○年○月	
			○月	
			○月	

※1:別表2-2の取組内容について、詳細に記入する。

※2:既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付する。

※3:「指導農業士」には、地域において、それと同様の方を別の呼称で指定している場合を含む。

※4:「指導体制 指導の方針」については、農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、分かるように記入する。また、常設の相談窓口の設置など、就農援護の者が随時、指導を受けられる状況になっているか、分かるように記入する。

※5:「年間計画」については、①主要な農作業工程に関する指導が受けられるか、②地域の推進品目全て に就農支援員を選定しているか、分かるように記入する。

※6:指導計画は、就農支援員ごとに、全ての支援対象者について、枠をコピーして作成する。

2 研修農場の整備

(1) 所在地

整備する農業用施設、導入する農業用機械・設備が所在する場所を記入する。

正備する成本川地区、サバナ	る展案が成成 欧洲なり上りる物門と記べり	S
	住所	面積(a)
研修場所		
取組主体が運営する研修農場【必須】		
取組主体が、その運営する研修農場と別に借り上げる研修場所 ※		
取組主体以外が運営する研修場所 (第7の2の(1)のイのただし書き)		
研修場所以外		
営農活動で利用する場所 (第7の2の(3)のアの(ア))	•	

- ※1:該当箇所を全て記入する。複数の場所があれば、その全てを記入する。
- ※2:「取組主体が運営する研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営 する研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合。
- ※3:地域計画及び目標地図を添付する。また、研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けること又は、目標年度までに同計画に位置付けられることが確実であると認められることを要件としているため(第5の2の(2))、当該農地の住所と計画区域の整合を取ること。

(2) 研修・営農活動での利用計画(実績)

京	北農希望者(短期農業研修を除く。)	(第7の2の(1)のイの要件を満たす研修)
	研修	
	研修期間(1年以上)及び日数	令和○年○月~令和○年○月(計○年)、○○○日
	研修時間/年	
	(1, 200時間以上/年)	
	受講者数	
	農地のあっせん・確保の状況	

	指導体制※1				
		年 月		内 容	時間数
		令和○年○	月		○日間・計○時間
		0	月		
		0	月		
		0	月		
		0	月		
	カリキュラム※2	0			
	<i>カ</i> ッキュノム& 2	0			
		令和○年○			
		0			
		0	月		
	経営モデル※3		Am 112 1 2 1 11		1-
		品目名・	経営規模 (作付け面積・	目標売上高	根拠
		品種名等	飼養頭数等)	(千円)	112124
	研修修了生の新規就農1年目 の目標売上高※4		2.120.77.37.47		
	V 万日 保 儿 工 同 众 4				
	フォローアップ体制※5				
	研修修了生への貸付け				
	WINDS TE ON STORY	①	2	3	4
	貸付けの対象物				
	貸付け期間				
	貸付け相手方の人数				
短	期農業研修(第7の1の(3)のアの) 要件を満たす	·研修)		
	修農場を利用する部分についてのみ記				
労	農活動での利用(第7の2の(2)⊄)アの(ア))			
	修農場を利用する部分についてのみ記				
	営農活動で利用する必要性				
	利用期間	令和○年○月	~令和○年○月	(計○年)	
	利用時間/年				
	利用者数				
	利用者の属性	認定農業者	• 認定新規就農	農者 ・ 指導農	
		年 月		内 容	時間数
		令和○年○	月		○日間・計○時間
		0	月		
	√uπ≑i zz	0	月		
	利用計画	0	月		
		0	月		
		0	月		
		0			
			~ •		

	○月	
	○月	
	令和○年○月	
	○月	
	○月	
利用の対象物		

- ※1:別表3-3の1(常勤の指導者がいる。)に対応する事実を含めて記入する。
- ※2:別表3-3の2 (スマート農業、有機農業等、GAP等、リスク管理、労働環境改善等) に対応する事実を含めて記入する。
- ※3:別表3-3の3(就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。)に対応する事実を含めて記入する。
- ※4:別表3-3の4 (研修修了生の新規就農1年目の目標平均売上高)に対応する事実を含めて記入する。
- %5: 別表 3-3 0 5 (研修終了後に、技術指導等を行う者(就農支援員等)による指導を行う予定である。) に対応する事実を含めて記入する。
- ※6:就農希望者向けの研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入する。
- ※7:研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入する。

(3)整備計画(実績)

ア 整備の必要性

イ 整備内容

	1 正洲17	П-					
			区分※1	數供內容			
	農業用施設		農業用機械・	設備	整備内容 名称、規模、台数等		
	辰耒用肔臤	新設	改良	リノベーション			
1							
			経費		着工/契約予定年月日	竣工予定年月日	
	総事業費	国庫	補助金	その他			

※1:該当箇所に「○」を付す。

			区分※1	整備内容			
	農業用施設		農業用機械・	設備			
	辰禾⊓旭以	新設	改良	リノベーション	一 名称、規模、台数等		
2							
			経費		着工/契約予定年月日	竣工予定年月日	
	総事業費	国庫	補助金	その他			

※1:該当箇所に「○」を付す。

			区分※ 1	整備内容				
	農業用施設		農業用機械・	設備	名称、規模、台数等			
	辰未用旭苡	新設	改良	リノベーション				
3								
			経費		着工/契約予定年月日	竣工予定年月日		
	総事業費	国庫	補助金	その他				

※1:該当箇所に「〇」を付す。

4	区分※1		整備内容		
4	農業用施設	農業用機械・設備	名称、規模、台数等		

	新設 改良			リノベーション			
			経費	着工/契約予定年月日	竣工予定年月日		
	総事業費	国庫	補助金	その他			

※1:該当箇所に「○」を付す。

※2:全て記入すること(枠をコピーして使用すること。)

(4) 添付資料

配置図、設計図及び仕様書、見積書等の整備内容の詳細が分かる資料

3 農地整備等関連事業

(1)遊休農地解消対策事業

時	 特期						
	事業実施年度	令和○年	令和○年				
	貸付け期限	令和○年○月	令和○年○月				
事	業の内容						
	本事業により整備	備する研修農場	易の用に供する農地(第6の2の(1))				
住所							
		面積(a)					
		実施内容					
	就農希望者が新	たに就農するた	とめの農地(第6の2の(2))				
		住所					
		面積(a)					
		実施内容					

※1:「貸付け期限」については、本事業により解消する遊休農地について、遅くともいつまでに、農地中間管理機構から 第三者に貸し付けなければならないか、記入する。

※2:全て記入すること(枠をコピーして使用すること。)。

※3:遊休農地解消対策事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(2)農地耕作条件改善事業

時	時期						
	事業実施期間	令和○年○月~令和○年○月					
	目標年度 令和○年○月						
事	業の内容						
	本事業により整	備する研修農場	易の用に供する農地(第6の2の(1))				
		住所					
		面積(a)					
		実施内容					
	就農希望者が新	たに就農するた	こめの農地(第6の2の(2))				
		住所					
		面積(a)					
		実施内容					

※1:全て記入すること(枠をコピーして使用すること。)。

※2:農地耕作条件改善事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(3) 畑作等促進整備事業

	,	/ 加下寸优色正晶 4 木									
	時	時期									
		目標年度									
	事	事業の内容									
		本事業により整備する研修農場の用に供する農地(第6の2の(1))									
			住所								

			面積 (a)	
			実施内容	
		就農希望者が新る	たに就農するた	こめの農地(第6の2の(2))
			住所	
			面積(a)	
			実施内容	
	※ 1	: 全て記入すること	・(枠をコピーし	で使用すること。)。

※2:畑作等促進整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

4) 農地中間管理機構関連農地整備事業

時期 事業実施期間 令和○年~令和○年 目標年度 令和○年 事業の内容 本事業により整備する研修農場の用に供する農地(第6の2の(1)) 住所 面積(a) 実施内容 就農希望者が新たに就農するための農地(第6の2の(2)) 住所 面積(a) 実施内容

※1:全て記入すること(枠をコピーして使用すること。)。

※2:農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等

時	時期							
	事業実施期間	令和○年○月	令和○年○月~令和○年○月					
	目標年度	令和○年○月						
事	業の内容							
	本事業により整	備する研修農場	易の用に供する農地(第6の2の(1))					
		住所						
		面積(a)						
		実施内容						
	就農希望者が新	たに就農するた	こめの農地(第6の2の(2))					
		住所						
		面積(a)						
		実施内容						
\°/ 1	・人で到り上ファー	/Lt 2	アは田中ファル)					

※1:全て記入すること(枠をコピーして使用すること。)。

※2: 当該事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

※1:取組を「有」とした事業の種類・内容についてのみ、記入する。

 $\frac{1}{2}$: 本欄は、採択審査に当たってのポイント付与の基礎資料となるため、ポイント表と対照の上、十分に具体的に記入すること。

※3:地域計画に関する取組の場合、その取組の地域計画・目標地図上の位置付けとの整合性に留意する。また、地域計画・目標地図を添付する。

3 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

4 環境負荷低減に向けた取組の実施

環境負荷低減チェックシートを添付すること

事業収支予算計画 (実績)

経費の配分

(単位:円)

	-t	負担区分				(十四・11)
事業の種類・内容	事業に要する /要した経費	国庫	都道府	市町村	その他	備考
	(A+B+C+D)	補助金 (A)	県 (B)	(C)	(D)	(積算基礎等)
1 新規就農者の誘致						(例)
体制の整備						○○費 ○○円
(1) 複数機関の協働によ						※別表 1-1 又は
る効果的な誘致・支援 体制の構築						1-2 の経費の区 分ごとに記入す
						る。
(2) 誘致の実践						
(3) 就農前後の者に対す						
るトータルサポート活 動の実施						
ア 短期農業研修の						
実施 イ 相談対応・指導						
等の実施						
(ア) 相談対応						
(イ) 指導等の実施						
2 研修農場の整備						
【参考】 1 遊休農地解消対策事						
業						
2 農地耕作条件改善事						
業						
3 畑作等促進整備事業						
4 農地中間管理機構関連農地整備事業						
5 その他の農地整備等 に活用できる国庫補						
助事業 (地方農政局長						
等がこれに準じると						
判断した都道府県の 事業を含む。)						
合 計						

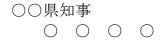
- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上すること。
 - 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。
 - 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県事業実施計画(○○都道府県) (実績報告)書

番号年月

○○農政局長 殿



新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記3の<u>第8の2</u>(1)の規定に基づき<u>承認を受けたいので</u>(2)、別添のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を申請(3)します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第9の2」とする。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の際には「報告」とする。

(別添)

1	取組主体への指導計画方針	計 (実績)
		51 \ J \1957

※ 下線部分は、実績報告の際には()内の記入とする。

2 都道府県事業ポイント表 (実績では不要)

別紙様式第3号-①を添付

3 都道府県事業計画一覧

別紙様式第3号-②を添付

4 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

- 5 添付資料
- (1) 取組主体ごとの事業実施計画書(事業実績報告書) (別紙様式第2号)
- (2) 必要に応じて地方農政局が指示した書類

				を 要 ら い い											I			I			
n n	MHK9			A. Hant's by			1	ļ	I				I	1	l		ļ	l		Ţ	
金属器(円)	W.			W 社會服務	H	-	+	+	+					+		H	1		H	+	
	Ш			GBB 在 在 在 在 作 大	H		$\frac{1}{1}$	1	+	L			H	+		$\ $	\downarrow		$\ $	+	
				# #	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	1
ボイント合計				で 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	0 0	0	
Ŕ				M2 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10	0	0	0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	
	9	アナローアップ		孫後和を経に勝予る後に諸子をはは日本子の後に指行領国よるを定。終、諸今職等の行でで、任命の表示で	l			Ì													
				44530 0万円以 14750 1877 1877 1877 1877 1877 1877 1877 187																	
	4	製工派的注算目 の日本 1 葡萄質値の多工券系統		架格50 0万円以 1上、 10万円米 10万円米																	
		· 研修修了	6.	な 大し毛報ご 親継計す 皆の分降 するひ なり なっと はのと はり ひ C E C D C C C C C C C C C C C C C C C C																	
200	3	経営モデルの策定	86 C	× 化守中・削削の餌登録大 随業作 護文、猿様経験等な子窓の破綻大調以当そ内かがばすと。 御堂・を避ひし、・農民の外域下等なる。る。 の見収示者を引 本書館に経々が紹れ得る。 位 ストマ東州第に経々が紹れ得る。			+		-	L											
M 20 10 (2)			機関接供器 後1 、分 指性減のた	ののつかの参考のから、 を表現のから、 を表現のから、 を表現のから、 を表現のできます。 のでは、 の																	
R.		右犯カリキュラムを実施する	2 4	リスク音 (日C) (日で	Ħ	1	1	t	t			l	Ħ	t	l	Ħ	Ì	l	Ħ	1	
	2	カリキュラン		GAP等 外線距射 度				I													
		24年		存等を 後期の 機関の調化 変数の 変数の 変数の			1	1		L			Ц				1				
		#		在 c	H		1	1	-		Ц			1	-	Ц	-	-	Ц	-	
	-	指導体制		の日報の (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	H		+	+	+	L	H	1	H	+	-	H	+	-	H	+	-
				生土、 の の の の の の の の の の の の の	H		$\frac{1}{1}$	1	+	L			H	+		$\ $	\downarrow		$\ $	+	21展
				を の の の の の の の の の の の の の	H		+	1	\dagger	L		1	H	+		H	+		H	\dagger	
		着の実施	施設・ 技術器 や指導 な計画	4	H		†	1	t				H	\dagger	ŀ	H	ł	ŀ	H	\dagger	
の事業	3	相談・指導の実施	商業経営の開始・翻校、農性循係、農業用監設・ 農業用機の関係、資金額等、生活労産、投酵署 等、販路額保等の各分野に関する相談が及や指導 ができる体能が網絡をおれている又は構築する中間 ができる体能が網絡をおれている又は構築する中間	保格の連ぶっし以																	
			施院、農地等 ・資金調道、 各分野に関う 戦されている																		
			記り開始・ 現域の確保 3話音保等の さる体質が構	①対応分野が3つ以上																	
			を移りを移りを移りを表現を	58																	
#2010(1) of			勝致の実践により、何名の者を 研修や発験和談といった次の設 階に修行させる。	⊕ 44 00 1 00 1 00 1 00	H			1												+	
62 18	2	務策の実践	液の実践に 指や発験性 行体では	⊕ % © ® %																	
		\$8	88 47 25	X																	
				発展の 発売を が受力を からてい か。																	
			星 北	機等級を受けるに対する 機能に大き具力等で。 機能向ケー体からで 循準は、か向るい	H																
		の構築	新規定職者参入促進計劃 の期間的又は期間後に、 職地整備等関連事業を行う見込みがある。	(2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4																	
	-	誘致・支援体制の構築	新規収載す の期間内の 農地整備を う見込みま	コ 公園館 ○ 以																	
		68		### 1 C P P P P P P P P P P P P P P P P P P																	
		掘り		を発展を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	Н		+	1	+		Ц		H	+	-		-	-		+	-
	8	就農後の安定に資 する取組		後一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日																	
			(2) 取組主体が 協議会の場合	の発生の表現をある。 なのなのなどである。 なるなどのはなすない。 なるなどのはなすない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	H		†	1	t		H		H	\dagger	l	H	t	l	H	t	
	7	単山流村における女性の歴用		構成的 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Ц		-	\downarrow	ļ				L	1			1			1	
		農山路村工作	(1) 旅組主体が 市町対又は民間団 体の場合	本 (本) (本																	
	H		計画	接換をある。 を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	$\ $		+	1				-		+			+			+	
e K	9	が 変える の の の の の の の の の の の の の		環境媒体が致め、結構な話しまたとしまた。 第のか間の最合事前に合め、 米し ・ 地図らに新杏朴葉のお丼 。	H	1	\dagger	+	\dagger	H				\dagger	-	H	1	-	H	1	
				の参与 の を受けている を受けている を受けている を受けている を受けている を受ける ののの ののでは のでは	Ħ		†	1	t	l		ı	H	\dagger	t	H	t	t	H	\dagger	
	9	最地のあっせん		の機能を対しています。 のでは、大きない。 のでは、 のでは																	
	4	住屋の あっせん		第6年出の年に参り 編作の日本の本で の の の の の の の の の の の の の	Ħ	1	†	\dagger	t			l	H	t			1			1	
	3	勝鉄・支援		新者遺籍の他く支にて内入い事後さ込る役争計的一全様で、溶さる実にれみ。 飲水計の一全様で、溶さる寒にれみ。 飲入職のそをて切り女がれな英語なやで鳴けるでの体の目、機能では協力に関いた。			1	1									1				してください。
	2	(4:3) (4:3)		術者連絡の分い当器主名薬に見る観察計の全野で機器等の方法決定なる大利の企業で機器の方式が決定なる機関のののでは、関係では基準で、機関のののの日本、決い事後をで	Ц		-	1	-				H	1			1			1	注:ボイナは,別表3ー1,2に基づき禁治する項目の点数を記載してくださ。
	-	農地整備 項目 等限准率 業の実施	能	観像様々する多く 名詞を全てを受ける 発達の表に関う。 のこれを表する。	\coprod	-	+	+	+	L		1	Ц	+	-		-	-		+	うき族出する項目
		H ^o	1000.00																		13-1,2に基っ
				及總主海南																	ボイントは、別
				(한·년 설립 설립	H		1	1	t				H	1	l		l	l		1	
				会會						Ĺ											2

別記3 別紙様式第3号一② 都道府県事業計画(実績)一覧

	備考											
		その他										
	負担区分	市町村										
	負担	都道府県										
事業費(円)		国庫補助金										
Sult.	事業費											
	事業内容 (人数 施設区分 構造 相模等)											
	丰											
ボイント	事業との光	<i>5</i>										
	并											
	₩		第2の1の(1)の事業	第2の1の(2)の事業	抽	第2の1の(1)の事業	第2の1の(2)の事業	抽	第2の1の(1)の事業	第2の1の(2)の事業	丰	
	1				•			•				
禁 ※	事業実施 3年後	(〇年 度)										
灰果目標※	事業実施 2年後	(〇年 度)										
	事業実施 1年後	(〇年 度)										
取組主体												中計
番号 都道府県名												7.2
番号												

(別記3 別紙様式第4号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環 境整備事業 都道府県事業実施計画書 承認書

> 番 号 年 月 日

- ○○県知事

○○農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度新規就農者育成総合対策のうち 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県事業実施計画書につい ては、承認する。

(別記3 別紙様式第5号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 全国事業実施計画(実績報告)書

番 号 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

全国農業委員会ネットワーク機構 (代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記3の<u>第8の3の(1)</u>の規定に基づき<u>承認を受けたいので</u>(2)、別添のとおり全国事業実施計画(実績報告)書を申請(3)します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第9の3」とする。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の際には「報告」とする。

(別添1)

1	事業の実施方針

2 事業費(都道府県への配分費)に関する計画(実績)

		事 項	配分 都道府県数	国庫補助金額 (円)	配分及び 進行管理方針
1_	新規	l就農者の誘致体制の整備 A			
	(1)	複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築			
	(2)	誘致の実践			
	(3)	就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施			
	ア	短期農業研修の実施			
	イ	相談対応・指導等の実施			
		(ア) 相談対応			
		(イ) 指導等の実施			
2	研修	農場の整備 B			

3 事務等経費に関する計画(実績)

事 項	内 容	金額 (円)

4 合計

· BB	
区 分	金額(円)
事業費(都道府県への配分費)【A+B】	
事務等経費	
슴 計	

5 事業完了・予定年月日

令和 年 月 日

6 添付資料

- ・事業を実施した全ての都道府県事業実績報告書(別紙様式第3号) 及びその添付資料である事業実績報告書(別紙様式第2号)
- ・必要に応じて経営局長が指示した書類

事業収支予算計画 (実績)

経費の配分

(単位:円)

			負担区	分		(平位・口)
事業の種類・内容	事業に要する /要した経費 (A+B+C+D)	国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	備 考 (積算基礎等)
1 新規就農者の誘致 体制の整備						(例) 〇〇費 〇〇円
(1)複数機関の協働に よる効果的な誘致・ 支援体制の構築						○○費 ○○円 ※別表 1-1 又は 1-2 の経費の区 分ごとに記入す る。
(2) 誘致の実践						<i>√</i> 0°
(3) 就農前後の者に対 するトータルサポー ト活動の実施 ア 短期農業研修 の実施 イ 相談対応・指 導等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施						
2 研修農場の整備						
【参考】 1 遊休農地解消対策 事業						
2 農地耕作条件改善 事業						
3 畑作等促進整備事業						
4 農地中間管理機構 関連農地整備事業						
5 その他の農地整備 等に活用できる国 庫補助事業(地方農 政局長等がこれに 準じると判断した 都道府県の事業を 含む。)						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上すること。
 - 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。
 - 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記3 別紙様式第6号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 達成状況報告書(事業実施後〇年目)

番 号 年 月 日

○○都道府県知事○○○○ 殿

(取組主体名) (代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記3の第10の1の規定に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

記

1 事業の種類・内容

古光の存掘 中央	
事業の種類・内容	取組の有無
1 新規就農者の誘致体制の整備	
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築	
(2)誘致の実践	
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施	
ア 短期農業研修の実施	
イ 相談対応・指導等の実施	
(ア) 相談対応	
(イ) 指導等の実施	
2 研修農場の整備	
3 農地整備等関連事業	
(1) 遊休農地解消対策事業	
(2) 農地耕作条件改善事業	
(3) 畑作等促進整備事業	
(4)農地中間管理機構関連農地整備事業	
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 選択:国庫補助事業()・都道府県の事業() 名称:	

※:取り組んだもの全てに「〇」を記入する。

2 取組内容の詳細

採択年度	詳細
第1回採択に係る年度	
第2回採択に係る年度	
第3回採択に係る年度	

3 成果目標の達成状況

(1) 事業実施前

	1)	2	3	
就農年度	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	①~③計
【A】新規就農者数				[C]
【B】本事業実施予定年度当初 に定着している者の数				[D]
定着率 (%) 【B÷A×100】				$[D \div C \times 100]$

- ※1:新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。
- ※2:本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入する。
- ※3:定着率については、それぞれの年度における新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を 記入する。
- ※4:目標は、事業実施計画書の記入内容を転記すること。

(2) 事業実施後

	(4)	(5)	6	
	Ü		Ŭ.	
	1年後	2年後	3年後	(A) (A) = 1
就農年度	(○年度)	(○年度)	(○年度)	④~⑥計
加展十 及	(〇十反)	(〇十反)		
			【目標年度】	
【E】新規就農者数				[G]
				101
【B】本事業実施予定年度当初				[D]
に定着している者の数				
増加率 (%) 【G÷D×100】				
				$[G \div D \times 100]$
				[0:07100]
貸し付けた場合の特記事項				

- ※1:新規就農者数とは、それぞれの年度における新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数を指す。
- ※2:本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入する。
- ※3:増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入す
- ※4:貸し付けた場合の特記事項については、研修農場の全部又は一部を貸し付けることにより、各年度における新規 就農者数が少なくなる場合において、事情を記入する。

(3) 目標達成に向けた課題と対応

(4)目標の達成状況についての自己	評価(目標年度のみ記入)
※:目標の達成状況、得られた効果及び課題等を記	己入する。

4 研修農場の状況

(1) 経営状況

研修修了生の総数	研修修了生の新規就農1年	目の目標売上高(円)
	実績	事業実施計画の記載
うち、新規就農者		

		次C 十日 卡	4曲1年日の宇建					
			北農1年目の実績		,			
\	年齢	単身 or	就農地	面積	品目名・	経営規模	就農1年目の	目標
		夫婦	ア:研修農場の貸付け イ:研修農場の用に供す る農地以外であっ て農地整備等関連 事業により整備等 をした農地 ウ:上記以外	(a)	品種名等	(作付け面積・ 飼養頭数等)	平均売上高 (千円)	平均売上高 (千円)
1								
2								
3								
4								
5						_		
6		<u>'</u>		<u>'</u>				
7								

※:新規就農1年目の状況のみを記入する。

(2) 貸付け状況

	①	2	3	4
貸付けの対象物				
貸付けの相手方の				
総数				

貸付	けの実績	E						
	年齢	単身 or 夫婦	就農地 ア:研修農場の貸付け イ:研修農場の用に供する農地以外であって農地整備等関連事業により整備等をした農地 ウ:上記以外	面積 (a)	品目名• 品種名等	経営規模 (作付け面積・ 飼養頭数等)	就農1年目の 平均売上高 (千円)	目標 平均売上高 (千円)
1								
2								
3								
4								
5							_	
6								
7				·				

※:報告に係る各年度末の状況を記入する。

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県達成状況報告書(○○都道府県)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

○○都道府県知事

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記3の第10の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり都道府県達成状況報告書を提出する。

記

1 取組主体に対する助言・指導の状況

2 添付資料

- (1) 取組主体ごとの達成状況報告書(別紙様式第6号)
- (2) 別紙様式第7号一① 都道府県目標達成状況一覧
- (3) 第10の2の(3) の規定に基づき改善計画書(別紙様式第8号) を提出させた時 はその写し
- (4) 必要に応じて地方農政局が指示した書類

別記3 別紙様式第7号一①

〇〇農政局 都道府県目標達成状況一覧

事業実施〇年後

I H		士 十 号	년 □	事業実施年度	事業実施 1年後	事業実施 2年後	事業実施 3年後		果 证 证 证	#	事業費		負担区分	农	
毎 た	5	¥ ₩ ₩	項日	(〇年 度)	(○年 度)	(○年 度)	(○年 度)	可可定	建戏状况 ※1	# *	(円)	国庫補助 都 金(円)	都道府県 (円)	市町村 (田)	その他 (円)
			就農者数(経 目標	-					和区	第2の1の(1)の事業					
			営体) 実績						\$IL	第2の1の(2)の事 業					
			都迫桁県からの改善 善措置の有無及び 内容							青台					
			就農者数(経 目標	ı					\$UK	第2の1の(1)の事 業					
			営体) 実績						\$UEZ	第2の1の(2)の事業					
			都退府県からの改 善措置の有無及び 内容							包					
			就農者数(経 目標	ı					\$HEZ.	第2の1の(1)の事 業					
-28			営体) 実績						\$IEC	第2の1の(2)の事業					
35			都退析界がもの改善 善措置の有無及び 内容							4 1					
			就農者数(経 目標	ı				_	ARK.	第2の1の(1)の事 業					
	盂		営体) 実績						100	第2の1の(2)の事業					
										수計					

(別記3 別紙様式第8号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環 境整備事業 改善計画書

> 番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

(取組主体名) (代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記3の第10の2の(3)の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

記

1.	成果目標が未達成である原因
2.	成果目標が未達成であることによる問題点
3.	改善するための取組
4.	改善のための推進体制

(別記3 別紙様式第9号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

年 月 日

委任を受け	る者	(就農支援員)

氏名
所属
住所
生年月日
e-mail
電話番号

上記の者に、下記のことを委任する。

- ・ 就農相談等全国データベース (新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の (1)のデータベースをいう。)の閲覧及び市町村就農相談カルテ・参入相談カルテ (以下「カルテ」という。)の入力業務や情報管理。
- ・ 農業委員会サポートシステム(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第3の3の(5)のシステムをいう。)の閲覧。

なお、委任を受けた者は、就農相談等全国データベースやカルテの個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

○○市町村長 ○○ ○○

注:就農支援員が市町村の職員である場合は、本委任を要しない。

(別記3 別紙様式第10号)

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 に係る個人情報の取扱いについて

第1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者、就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、 個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施する こと。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る場合は、以下のとおりとする。

- 1 取組主体及び都道府県や市町村等の関係機関において、就農前後の者の情報を共有 することにより、支援対象者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利 用すること。
- 2 国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ 活動に利用すること。
- 3 1及び2の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する 場合があること。

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、以下のとおりとする。

- 1 支援対象者に対する相談対応・指導の実施において、「個人情報の取扱い(別紙様式例、以下同じ。)」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名させ、 回収する。
- 2 支援対象者に対し、農業就業体験・現地見学会の際に、配付資料として「個人情報 の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記入する こと。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 に係る個人情報の取扱いについて

取組主体(〇〇〇〇(※協議会の場合は、全ての構成員))は、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による支援対象者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、 先輩農業者への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、 必要最小限度内において次の関係機関(注)へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関(注)

国、農業人材確保推進事業(新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記6の事業をいう。)の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関(農業協同組合、〇〇、〇〇)(※その他追加する機関があれば明確にすること)

※ 本事業以外の事業等に個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

氏名

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業 実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出 する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、 以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) 等
- (2) 適正な防除
- ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- 植物防疫法(昭和25年法律第151号)
- ・医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法 律第145号) 等
- (3) エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54 年法律第49号)等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112 号)
- 悪臭防止法(昭和46年法律第91号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112 号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等(6)生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15年法律第97号)
- •水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
- •水產資源保護法(昭和26年法律第313号)
- •持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号) 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に 関する法律(令和4年法律第37号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第6号)
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)
- ・森林法(昭和26年法律第249号)
- ・漁業法(昭和24年法律第267号)等

取組主体の名称:

環境(田)

境 負 民間	境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート民間事業者・自治体等向け)	グシート	書	代表者氏名:	Ver2.1
申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
	※農産物等の調達を行う場合(該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討			プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
台灣 中	(2) 適正な財除		□ <l< td=""><td> 資源の再利用を検討</td><td></td></l<>	資源の再利用を検討	
(F#3)	※農産物等の調達を行う場合(該当した	(2,0,4,0,5)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)			※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合(該当しない ロ)	
申請時	[3	朝牛時		生物多様性に配慮した事業実施に努める	
(Ľ∰∄)	(3)エイルナーの関連	(にました)		※特定事業場である場合(該当しない。ロ) ####################################	
	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 おすで413 石在74数や。			卵水処理に徐る水質汚濁防止法の過去	
	野(物の) 中国 非維持な		申請母 (しまり)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時(しました)
	~			みどりの食料システム戦略の理解	
	イ・ソーンに人、			関係法令の遵守	
	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討		 	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	(B)	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	
	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない 口) 垂真・宝中の発生時止・低端に数かる			正しい知識に基づく作業安全に努める	
		_	1 1 1		

主 ※の記載内容に「該当しない」場合には口にチェックしてください。 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。 烘

0

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

- 農林水産省が対象 く報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・ 本チェックシートにで報告された内容については、
- 者を抽出し、実施状況の確認を行います。 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

0

✐

6

0

出身地

都道府県

市町村就農相談カルテ



																		/
	整理	理番号				衫	D回登録	年月日	1				最終更	新年月1	=			
	相詞	談形態		電	話		面接		手紙		E¾-	ール		その他	<u> </u>			
	就農	農相談	員情報	報														
		E	氏名															
	所	属組織	織·団	体名	名													
		電記	舌番号	Ļ														
		メール	アドレ	ノス														
1	立仁:	to 5+ s	農者基	+.		<i>h</i>												
1	机 フ	呪がほ	₹白型 ガ	ナ	<i>,</i> –	···>												_
	氏			名														
					Т								都道府!	景			市区町村	村
	住			所-							(町名	番地	<u>;</u>)					_
		電話	番号	1						ė	電話	番号	} 2					_
	絡 先	電子アド	メー	ルス									l					_
	生生	年月日						(満	点	Ē)	性別		男性		女性		その他	_
			会社	计員			自	営業			学生	l .		農業	従事者	٦		_
	職業		公利	务員			団体	職員		-	パートアルバー			退職	自衛官			
	-,-		無	職			そ(の他					1 1					
	本。	人年収			百	万円	世帯名	₹収			百万円							
	家	配偶	者の有象	#		無し	,	有り	子	供の	有無		無し		有り			
	族状	子供	の人数	-年	齢		<u> </u>	ı				ı						
	況	家族の	の同意			同意	有り・協力	カ有り		ſ	司意有り)・協	力無し		同意	無し	・協力無し	_
		VE7 ±=	A =h		1	有り(N	(TN	7	有り(AT	限定	2)		大型特	殊(農耕	車限定	含む	·。)	
	資物	建粒	免許		1	無し(J	取得意欲	(有り)		Ħ	乗し(取行	导意	欲無し)					
	格等	その	他資格	i	•				•					-				
		特技	・技能等	ŧ														

2	農業との	関わり	経験等
_	ルベベージ	12112	リエッヘ・コ

7,50,717	7 1/1	イノツ・不主命	V 1)						
		両親が島	農家	両親は農	農家でに	はないか	、祖父	母が農家	非農家
農業との		その他	b						
関わり	(両親)		農家ではない	いが、祖父母が農家: 「有・営農状況を記載		i .			
		農化	作業の経	験無し			農業係	本験程度	
		実家や新	見戚等の	手伝い程度			学校の	実習程度	
			研修中	5			研修	多済み	
	「研修	中」、「研修》	斉み」を選	択した場合、以	下を記載	戈			
	研	修機関名							
農作業 の経験		修期間、 T修内容							
			•	農業法人等	で農作	業に従	:事		
	「農業	法人等で農	作業に従	事」を選択した場	合、以	下を記載	ì]
	勤	務先名称							
		務年数、)務内容							
				家庭菜園や市	民農園	をやって	ている		
		無し		農業高校(総合	高校包	含む)		大学の農学部等	<u> </u>
農業教育 の経験			道府県	立の農業大学	校			農業専門学校等	<u> </u>
		その他							
日本農	業技	術検定	学科	級	実技		糸	Ž	

3 就農準備情報について

1)就農準備を行う都道府県、市町村

都道府県 市区町村

2)動機と課題

当市区町村に関心を 持ったきっかけ	
移住・就農に向けた課題	

3)必要とする情報

0/ 2 /女C	
農業をはじめる手順	栽培する品目の選択について
農業をはじめる地域の選択について	農業体験・見学会の開催情報
農業を学べる学校・研修の情報	国や自治体の支援情報
農業法人等の求人情報	新規就農者の事例
農地情報	
その他	

4)就農を意識した動機	4)就農を意識	した動機
-------------	---------	------

E)	じょ	.た農業を	1 アユイ	-114

6)関心のある事項

9/12	可じのの子供		
	有機栽培•減農薬栽培	水耕栽培	観光農園
	加工品の製造・販売	輸出	農家レストラン
	農家民泊	スマート農業	わからない
	その他		

7)就農希望地

, , ,,,,,,,	し 反 叩	エー			
第			都道府県	1	市町村
1 希	住居	の確保について			
望		現住所で対応可能	転居が必要(確保	呆見込み有り)	転居が必要(確保見込み無し)
第			都道府県	1	市町村
2 希	住居	の確保について			
望		現住所で対応可能	転居が必要(確保	呆見込み有り)	転居が必要(確保見込み無し)
第			都道府県	Į	市町村
3 希	住居	の確保について			
望		現住所で対応可能	転居が必要(確保	 呆見込み有り)	転居が必要(確保見込み無し)

8)希望作目

<u>0/11</u>	5 室作	<u> </u>			
		稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
第		露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
1 希		施設花き・花木	その他作物		
望		酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)	その他畜産		
		稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
第		露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
2 希		施設花き・花木	その他作物		
望		酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)	その他畜産		
		稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等
第		露地野菜	施設野菜	果樹	露地花き・花木
3 希		施設花き・花木	その他作物		
望		酪農	肉用牛	養豚	養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)	その他畜産		

タノボ	儿辰形总	5
	典業は	

農業法人等	手で働	きたし	١									
働き始め	る時期	Ą	す	ぐにで	ŧ	14	年以内		3年	F以内		未定
希望する雇用形態				IE	社員		契約社	契約社員 パートタ		タイム		
			勤務	先でず	っと勤	めたい						
将来の希	望		将	来は独	は立した	とい	独立す	きでの	想定年	F数		
				わか	らない							
希望年収												
			週休2	∃		長	期休暇か	ドとりも	きすい		3	浅業が少ない
重視する 雇用環境 定期		期的な	昇給		育成	プログラム	ムが優	れてし	る		社会保険	
		70	の他									

	を始めたし	`				
タヴナ かんて	±#0	すぐにでも	1年以	勺	3年以内	5年以内
経営を始める明	可别 ——	未定				
用意できる自	己資金					
研修の希望	1	希望無し	希望有	Ŋ		
経営開始時	ŧ	単独	家族・パ	ートナー		
の労働力		その他				
親・親戚等の農業	業経営体で	動きたい				
独立に向けて研	修したい					
	就是	農予定地の研修	アプログラムに参	加	農業大学村	交・専修学校で学ぶ
希望する 研修方法	京	太農予定地の農	業者の下で研修		農業法人	で働きながら研修
		仕事をした	ながら研修		オン	ノライン研修
希望する研修期	間					
経営を継承したし	۸,					
経営継承後の対		全て継承	i l	一部継承	£	他の作目で継承
(経営参画等	(€)	その他				
		COLE				
未定		[CO/IE				
未定その他		COL				
その他談内容等		COL				
その他談内容等			住居・施設			开修
その他 談内容等 談区分 農地 自治体受力	人支援		住居·施設		農業法人	研修 等からの相談 を含む。)
その他 談内容等 談区分 農地	人支援		資金		農業法人	等からの相談
その他 談内容等 談区分 農地 自治体受力 雇用就農希望者 談	人支援		資金		農業法人	等からの相談
その他 談内容等 談区分 農地 自治体受力 雇用就農希望者 談	人支援		資金		農業法人	等からの相談
その他 談内容等 目談区分 農地 自治体受力 雇用就農希望者 談内容	人支援		資金		農業法人	等からの相談
その他 談内容等 目談区分 農地 自治体受力 雇用就農希望者 談内容	人支援		資金		農業法人	等からの相談
その他 談内容等 談区分 農地 自治体受力 雇用就農希望者	人支援		資金		農業法人	等からの相談

5 就農支援情報 1)研修支援

1/1小修又按	
施設·法人名	
研修期間	
研修内容	
施設·法人名	
研修期間	
研修内容	

2)就農希望者の支援ニーズ

-/ 13/	成市主日の人版一 ハ	
	市町村独自の研修	就農計画作成サポート
	農地、施設・機械のあっせん	販路確保、販路開拓に向けた支援
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、 子育て支援等)
	その他	

3)農地支援								-
		Ħ			畑(露地野菜)			
シェ た 曲 小 の 廷 牧		畑(施設野菜)			畑(樹園地)			
必要な農地の種類		畑(その他(花き))		有機栽培等			
		その他(採草放牧	:地)					•
必要な農地の面積			m [*]					
取得希望時期		すぐにでも	1	1 年以内		1年超3年以内		
以1守布 主吋 <i>料</i>		3年超5年以内	その		1		•	
希望借受期間		5年未満		5 年起	5年超10年未満		10年超2	20年未満
布里恒安期间		20年以上						
農地支援 対応状況								

4) 家畜導入支援	
-----------	--

必要な家畜 A	種類	頭羽数	
必要な家畜 B	種類	頭羽数	
必要な家畜 C	種類	頭羽数	
必要な家畜 D	種類	頭羽数	
対応状況			

5)設備支援

5/ 改順又按			
必要な施設・設備 A	施設名		
必要な心故・故禰 A	規模	面積	
必要な施設・設備 B	施設名		
必要な心故・故禰 ロ	規模	面積	
必要な施設・設備 C	施設名		
必要な施設・設備 し	規模	面積	
必要な施設・設備 D	施設名		
必要な施設・設備 ひ	規模	面積	
対応状況			

6)機械支援

0 / 1及1双又1及			
必要な機械 A	型式、性能	台数	
必要な機械 B	型式、性能	台数	
必要な機械 C	型式、性能	台数	
必要な機械 D	型式、性能	台数	
対応状況			

7)継承支援

	Ш	畑(露地野菜)
継承したい姿を(奥州)	畑(施設野菜)	畑(樹園地)
継承したい資産(農地)	畑(その他(花き))	有機栽培等
	その他(採草放牧地)	

継承したい家畜 A	種類		頭羽数		
継承したい家畜 B	種類		頭羽数		
継承したい家畜 C	種類		頭羽数		
継承したい家畜 D	種類		頭羽数		
継承したい施設・設	!# ^	施設名			
	佣 八	規模		面積	
《李·子·八大元,元》	# D	施設名			

	俚頖				與羽剱		
継承したい施設・設	进 Λ	施設名					
	1/H A	規模				面積	
継承したい施設・設備 B		施設名					
		規模				面積	
継承したい施設・設	供 C	施設名					
	THE C	規模				面積	
継承したい施設・設	供 D	施設名					
	1/H D	規模				面積	
継承したい機械 A	型式、	性能				台数	
継承したい機械 B	型式、	性能				台数	
継承したい機械 C	型式、	性能				台数	
継承したい機械 D	型式、	性能				台数	
継承したい資産(施設	・設備及	備及		所有権移転 (有償)			リース(所有権移転付)
び農業用機械)の取	!得方法		IJ-	一ス(所有権移転なし)			所有権移転 (無償譲渡)
継承したい資産(施設	• 設備及	び農業		5 年	未満		5年超10年未満
用機械)のリース期間		. 0 版本		10年超20年未満			20年以上
		•					
対応状況							

6 初期経営情報 1)就農状況

1/	州成化ル							
	新たに農業経営を開始			親とは別に新たな部門を開始			親の農業経営を組	
	雇用就農	(雇用	用就農	の法人名)		親元就農		(継承予定年月日)
	第3者継承							

2)認定新規就農者認定の有無								
	無し		有り					

3)経営区分

1	07性音色分											
		法人		個人		任意団体		その他				

4)農業地域類型区分

①主たる営農地域	主たる営農地域		都市的地域	平地農業地域		中間農業地域		山間農業地域
②主たる営農地域			水田型	田畑型		畑地型		

5) 営農作物等

3/ 古辰 〒初寺		
作目名	作付面積	生産量

6)経堂規模

0/柱舌烷铁	6) 栓呂規模											
			田						畑(露地			
経営耕地の区分			畑(施設野菜)						畑(樹園	圓地)		
			畑(その	の他	(花き))			有機栽	培等		
			その他	その他(採草放牧地								
所有面	積			m³	借	入面	積			m		
	1	作目名										
作業受託	作業受託作		!									
		実績	(作業面	(作業面積または収穫量等)								
	施設名			, t					機械名			
施設	規模						械	;	形式、性能			
	面積								台数			
常時飼養	家畜		種類						頭羽数			
典类分声=	李桂却	農業	従事者数					常	诗雇用者数			
農業従事者情報		短期	雇用者数					農	業従事日数			
農業従事者情報												

7)直近年の収支状況										
個人		法人								
農業収入(A)		営業利益・収益((a)							
農外収入(A)		営業外利益・収益	(b)							
農業支出(B)		営業外費用(c)							
農外支出(B)		経常利益a+(b-	-c)							
農業所得①(A-B)		税引後当期利益	益							
農外所得①(A-B)		農業に係る直近年売	農業に係る直近年売上高①							
所得合計②		法人の直近年の売	上高②							
農所得割合(①/②)		農業所得割合(①)	/ ②)							
8)個人・法人の経営概要	8)個人・法人の経営概要(要約)									
9)支援制度活用状況等										
青年等就農資金の借入	無し	有り								
経営発展支援事業	無し	有り								
経営発展支援事業 のうち 生活資金	無し	有り								
上記以外の支援制度										
法人化希望の有無	無し	有り								
青色申告の有無	無し	有り								
## ## /2 !6-1-2 . 15 '72	無し	収入保険	農業共済							
農業保険加入状況	その他									
農業経営改善計画	無し	有り								
経営・資金に関する支援状	況									

技術上の課題	
主な販路	

販路の課題						 _
技術・販売に関する支援状	況					
						_
JA加入状況		<u></u>			1	
JA加入の有無		無し		有り		
青年部等加入の有無		無し		有り		
生産部会加入の有無		無し		有り		
生産部会名称			•			
その他のネットワーク加入れ	犬況				I	
地域ネットワークに関する説	題					
地域ネットワークに関する支	接状					
20.21.71.7.71.27	. 122 17 17					
生活に関する課題						
工作区外的体区						
生活に関する支援状況						
工品に関する文版状況						
車						
事務局記載欄						

参入相談カルテ



整	理番号				ł	初回登	録年月日			最終	最終更新年月日					
1	希望》	去人	の情報	ł												
フ	フ リ ガ ナ															
法																
フ	IJ		ガ	ナ												
代	代 表 者 氏 名															
	人番								法人設立年	月日		西暦	年	月	日	
フ	リガ	゛ナ							担当	者						
担当	4 者 月	氏 名							部署・役	设 職						
住	所	₹					都道府県	Į			市區	区町村	町村			
T.	ולת							((町名番地)							
連絡	電話	番号	1						電話番号	2		(FA	X番 !	号等)		
先	電子	メ —	ルア	ドレ	ス											
主力	な業	務	内容													
			製造業	Alar.		3	建設業		卸売業・小売	売業	飲食業・		宿泊業			
			運輸業	Alar.		情報	報通信業		医療・福祉	扯		教育	• 学習	支援業		
業態			農業				林業		漁業			金	融・保	除業		
態			鉱業			不	動産業		複合サーヒ	ごス事	業					
		ŕ	電気・	ガス・	• 熱供	給・	水道業		サービス	業(他にタ	}類され	ないも	5の)		
			その他	1					(その他の	内容)						
資	本	金						円								
/2/	ж г	slet			従業	員数						人				
従:	業員	数	ð	ち農化	作業徒	(事予	定者数					人 人				
			•					•								

		農業への参入方法			農業参	入への心	構え		
	農業参入にあたっての支援策(活用できる融資、補助事業等)								
	農地	的所有適格法人の要件			農地リー	-ス方式の	の要件		
	農地	との確保方法(購入)			農地の確保	异方法 (f	昔受け)		
		認定農業者制度			定款、事	業計画の	策定等		
		農畜産物等の販路			協力先	農業者の	紹介		
	栽培	作物の選定、栽培技術		•	(作物の	品目名)			
	その他(その他の内容)								
	備考	(例:有機農業で参入した	とい等)					
3	農業の知詞	哉・経験							
	法人	としての農業の知識			無し		有り		
	法人	としての農作業の経験			無し		有り		
	経営者個	人又は担当者の農業の知識	È		無し		有り		
	経営者個人	又は担当者の農作業の経	験		無し		有り		
4	農業への	参入目的 							
	3	新たな事業展開		販売物・加工用原料の自社生産					
	地域貢献・社会貢献 □ 農福連携 (障がい者雇用)								
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □								

その他

(その他の内容)

5	参入に向けての状況										
	具体的な参入計画あり。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい。										
	参入を計画中。条件(農地、パートナーなど)が合致するところを探したい。										
	参入を検討中。条件(農	地、パート [・]	ナーな	ど)が合致するところがあれば参入し	たい。						
	参入を検討するための情	報を収集し	たい。								
	その他			(その他の内容)							
6	6 「農業参入フェア」(相談会)について										
	国主催のフェアに参加したことがある										
	都道府県等主催のフェアに参加したことがある										
	参加したことはない										
7 農地所有適格法人について											
	要件を知っている		聞いた	ことはあるが、要件は知らない		知らない					
8	8 農地中間管理事業について										
	制度を知っている		聞いた	ことはあるが、制度は知らない		知らない					
9	農業への将来構想										
	将来は本業としてし	いきたい		本業を補足する部門としたい		特になし					
	その他(その他の内	容)									
10	農業への参入形態				_						
	事業拡大(農業部門の	D設立等)		新法人・子会社の設立							
	農業支援サービス	の実施			-						
	その他(その他の内	容)									
	備考										

11 希望する作目・規模

種類	品目名·品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
稲作		
麦類作		
雑穀・いも・豆類		
工芸農作物		
露地野菜		
施設野菜		
果樹類		
露地花き・花木		
施設花き・花木		
その他の作物		
酪農		
肉用牛		
養豚		
養鶏(採卵)		
養鶏(ブロイラー)		
その他畜産		
特になし・未定		

12 参入を希望する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

13 農地等について

		田		畑(露地野菜)			□ 畑(施設野菜)			₹)
心亜た豊地笠の揺粒		畑(樹園地) □ 畑(その他)			7他)					
必要な農地等の種類		□ その他(採草放牧地等)								
	備考 (水耕するのか、土地を耕作するのか)									
必要な農地の面積 m ^d										
		買いた		借りたい(賃貸借)						
農地等の取得方法等		借りたい(使		是	農作業の受託					
		経営の受託	経営の受託(施設、機械等の資産を含む)						未定	
農地の希望買入価格			型賃料	円/10a			月/10a			
		すぐにて] 1年以内					
取得希望時期		1 年超 3 年		3	3年超5年以内					
		□ その他 (その他の内容)								
								- 1		
希望借受期間		5年未満				5	5年超10年未満			
		10年超20年		20年以上						
継承を受けたい資産 (施設・設備)										
継承を受けたい資産 (農業用機械)										
継承を受けたい資産		所有権移転(有償)				□ 所有権移転 (無償譲渡)				
の取得方法		貸借(有償)				□ その他				
備考										

農業支援サービスの提供					行う			行わない		人 人	1
□ 農作業受託 □ 機械設備のリース・レンタル、シェアリング										゚ リング	
<u></u> サービスの分類 □			島	農業現場への人材供給 □ データ分析							
主なサービスの内容 (例) ドローンによる農薬散布、自動操舵トラクターのリース 等									-ス 等 		
15 サービスの対象作目											
	稲作			麦	. 類作] 雑穀・いも・豆類 [□ 工芸農作		勿
	露地野菜			施	設野菜		果樹類			露地花き・花	木
	施設花き・花木			その他の作物			(具体的作物名等)				
	酪農			内	用牛		養豚			養鶏(採卵)
	養鶏(ブロイラー) 🗆]	その)他畜産		(具体的畜種名等)		等)		
16	· 受託可能な農作	業									
	耕起・代掻き(田) 🗆		Œ	祖え		43	₹種•調製		耕起•整地(畑)
	播種∙定植			[除草		防除			整枝∙剪定	
	受粉•摘果			7	育苗		保全管理				
	その他		(その他の内容)								
17 平式可能が時期											
17 受託可能な時期											
18 サービスを提供する地域 											
都道府県 市町									市町		
					都道府	県					市町
					都道府	県					市町

14 農業支援サービスについて

19	相談内容									
20	その他の特記事項									
21	申し送り事項									
22 紹介先										
	農地中間管理機構		農業協同組合		農業法人					
	その他		-							